

佐賀県告示第 201 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和 7 年 9 月 30 日から同年 10 月 29 日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 多久江北線	多久市東多久町大字別府 4251 番 3 地先から 多久市東多久町大字別府 4192 番地先まで	令和 7 . 10 . 1